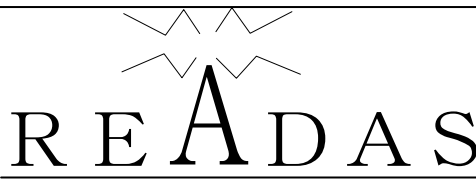


第 5607 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 12月 7日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 年末調整後に扶養親族等の人数が変動したとき

Q：年末調整の後に娘が嫁いで扶養親族でなくなりました。この場合は、どうしたらいいのでしょうか？

A：年末調整をやり直すことになります。

【解説】

所得税では、扶養親族や控除対象配偶者に該当するかは、その年の12月31日の現況で判定を行うことになっています。

そしてまた、年齢についても同様に判定することになっています。

しかしながら、年末調整の実務は、その年最後の給与を支払う日に年末調整を行いますので、その給与を支払う日の現況で判断することになります。

そうしたことから、最後の給与を支払う日から年末までの間に扶養親族等の人数が異動した場合には、収めるべき納税額が違ってくることになります。

このような場合には、年末調整のやり直しをするか、本人が確定申告をして税額の清算をすることになります。

年末調整のやり直しをするときは、本人から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出をしてもらい、再度、年末調整を行います。

なお、徴収不足税額がある場合の年末調整のやり直しについては、その異動があった年の翌年の1月末日以降であっても行う必要があります。

